

いじめ防止基本方針

～令和8年度～

—HEARTFUL SAKURA—

桜学園つくば市立さくら小学校

はじめに

いじめ防止対策推進法に基き、本「いじめ問題に対する指導方針」を定める。

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わないとされている。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

1 未然防止のための取り組み

○学級経営の充実

- ・ 児童生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級をつくる。
- ・ 児童生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要となる。

○授業中における生徒指導の充実

- ・ 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・ 「楽しい授業」「わかる授業」を通して児童生徒の学び合いを保障する。

○道徳において

- ・ いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・ 思いやりや、生命・人権を大切にすることを指導の充実に努める。

○学級活動において

- ・ 話し合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・ 構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、グループワーク等のソーシャルスキル（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。

○学校行事において

- ・ 児童生徒が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

○児童会・生徒会活動において

- ・ 自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。（児童会生徒会主体のいじめ防止のためのフォーラムの等の企画運営）

○家庭や地域との連携

- ・ いじめの背景には、学校、家庭、地域社会の様々な要因があることを共通理解し、積極的な連携を図るとともに、家庭教育学級等において、いじめに関する講演会を実施する。

2 早期発見のための取り組み

○ 複数の教員の目による日常の交流を通じた発見に努める

- ・ 多くの教師が様々な教育活動を通して、生徒に関わることにより発見の機会を多くする。
- ・ 休み時間、清掃時の校内巡回を計画的に行う。
- ・ スクールカウンセラーやスクールサポーターに、積極的に学級訪問、授業参観などをしてもらう。

○ アンケート等の調査を計画的に行う

- ・ 「学校生活アンケート」「いじめ実態調査」を定期的実施する。
- ・ アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教師であり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

○ 教育相談による把握

- ・ 担任による定期的な面談を実施する。
- ・ 児童生徒の希望や相談が必要と思われる場合は、担任以外(教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールサポーター等)でも相談ができることを周知するとともに、教育相談担当が面談の体制を整える。
- ・ 面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等専門的な立場からの助言を得る。

○ 保護者や地域からの情報提供の場をつくる

- ・ いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
- ・ 家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため名前等できるだけ詳細に情報を得るようにする。
- ・ SNS に関わるトラブルは学校外であっても把握に努め、重大事案として対応する。
- ・ 必要に応じて警察・関係機関と連携する。

3 問題への対応(いじめ発見から解決までの取り組み)

【初動対応の原則】

- ・ いじめの疑いを把握した場合は、当日中に管理職へ報告する
- ・ 原則として 24 時間以内に事実確認を開始する
- ・ 緊急性が高い場合は即日対応とする

【保護者対応の基本】

- ・ 被害児童の保護者には原則当日中に連絡する
- ・ 加害児童の保護者には事実確認後、速やかに連絡する(原則翌日まで)

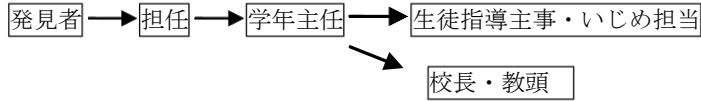
【記録の明確化】

- ・ すべての事案は生徒指導主事が記録を一元管理する
- ・ 対応経過は時系列で記録し、対策委員会で共有する

【対応方針の明確化】

- ・ 対応方針は必ず対策チームで協議し決定する
- ・ 担任単独での判断は行わない

1 いじめの情報の把握・いじめの発見



2 対応チームの編成

校長の命により、教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・担任・スクールカウンセラー・養護教諭等事案に応じて柔軟に編成

3 対応方針決定・役割分担

- (1) 情報の整理
 - ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
- (2) 対応方針
 - ・ 緊急度の確認(自殺、不登校、暴行などの危険度)
 - ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

4 事実の究明 ～被害者→周囲の生徒→加害者の順で～

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教師で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、当該児童生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。
- ×いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ×注意、叱責、説教だけで終わること。
- ×双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ×ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ×当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

5 関係機関との連携

- 市教育委員会・教育相談センター＝報告と対応方針の相談
- 警察＝暴行傷害・恐喝等の事件の発生
- 医療機関＝被害者の心身の外傷
- PTA＝本部役員会への報告・相談

6 保護者への対応

被害者の保護者

- 家庭訪問を行い事実を正確に伝え、徹底して児童生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に伝える。
- いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- 対応の経過を伝え、理解と協力を得る。

加害者の保護者

- 家庭訪問を行い事実を経過とともに伝え、その場で児童生徒に事実の確認をする。
- 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と児童生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ×保護者への批判的言動や非難

5 被害者への対応

- 共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童生徒のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 対応後1週間以内に再面談を実施する。その後、1か月は週1回の状況確認を行う。3か月後を目安に解消の判断を行う。
- 自己肯定感を回復できるような支援を継続する。
- ×「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

5 加害者への対応

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し、反省させる。
- 話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ、責任転嫁を許さず自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- 面談や教師との交流を続け、成長やよさを認めていく。

5 他の生徒への対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題とし教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいく姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者であることや被害者の気持ちを考えさせる。
- いじめを許さない集団づくりに向け話し合わせるなどし、活動を支援する。

4 いじめ対策組織と年間計画

○ いじめ対策委員会の実施

- ・ 月一回（運営委員会後）行う。
- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事で構成する。
- ・ 学年会での話し合いをもとに、いじめの実態、対応策について協議する。
- ・ 緊急の対応が必要な場合は、校長の命により臨時的に開く。

○ いじめ対策担当の設置と業務

- ・ 生徒指導主事が担当し、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ・ いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ・ いじめ対策委員会の運営と会議結果の全職員への周知を行う。
- ・ いじめ問題に関する校内研修を推進する。
- ・ 個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーやスクールサポーター、外部機関との連絡調整を行う。
- ・ いじめ指導に関わる記録の集積と引継ぎを行う。
- ・ 中学校との情報交換を定期的に行う。

○ 教職員の意識向上のための校内研修の実施

- ・ 校内研修を計画的に実施し、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深める。

いじめに関する共通理解事項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法】

《いじめの解消の定義》

- ・ 行為が止んでいる状態が3か月以上継続していること
- ・ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

- ・ いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って子どもや保護者からの通報、他の教職員から情報に真摯に対応する。

いじめの認知は、いじめの解消に向けた第一歩



認知件数が多いことは悪いことではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れと考え、件数が多い少ないではなく、認知した事案を、どれだけ、どのように解決したかが大切

- ・ 自分が担当する学級、授業、等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

《いじめと犯罪の関係についての認識》

- ・ いじめは、当事者間の状況によっては、司法機関と連携し、犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝、侮辱、名誉棄損罪）として対応する場合もある。

◆いじめ対策年間計画◆

| 月 | 教職員の活動 | | | 児童生徒の活動 | | 備考 |
|----|-----------------|---------------------------------|-----------------|---|--------------------------------------|----|
| | 対策委員会 | 校内研修 | 教育相談等 | 学級活動 | 児童会活動 | |
| 4 | ○全体計画の検討 | ○いじめに対する共通理解 ○いじめゼロフォーラムに向けて | ○面談1 | ○学級のルールや人間関係づくりのための活動 ○行事を通じた人間関係づくり | | |
| 5 | ↓ 月 | ○配慮を要する児童についての研修 | | ○話し合い「学級の諸問題について」 | いじめゼロフォーラムへの組織編成 | |
| 6 | ↓ 一回の | ○教育相談 | ○アンケート実施 ○相談 | ○ソーシャルスキルトレーニング実施 | ○いじめゼロスローガンの作成についての提案 ○いじめゼロフォーラム | |
| 7 | ↓ 実施 | ○二者面談について | ○面談2 | ↓ | | |
| 8 | ↓ | ○教育相談技術(講師 SC) | | | | |
| 9 | ↓ | | ○相談 | ○学級フォーラム等 | | |
| 10 | ○学校評価を受けての対策の点検 | | ○前期相談内容のまとめ | ○学級活動後の振り返り ○行事を通じた人間関係づくり | | |
| 11 | ↓ | ○アンケート分析 | ○アンケート ○面談3 | | ○いじめゼロフォーラム | |
| 12 | ↓ | ○二者面談について | | | ○活動の成果の分析と反省、見直し | |
| 1 | ↓ | | | | | |
| 2 | ↓ | | | ○学級フォーラム等 | | |
| 3 | ○評価と次年度計画のまとめ | ○評価と次年度の課題 | ○相談内容のまとめ | ○学級活動後の振り返り | ○反省と次年度計画 | |